

取得できるIDの種類

医療・福祉業界の場合、以下のルールで複数のIDを利用することができます。

1) 法人単位でIDを取得する以外に、各施設（事業所）単位で取得できます。



複数施設を運営しているが、法人として一括して求人票を作成したい。



「医療法人●●●●」「社会福祉法人▲▲▲▲」など、法人単位のIDをご利用ください。法人単位のIDは1つのみ取得でき、会社名は法人名のみ表記となります。複数の職種を同時募集する場合は、P2の職種単位のIDを取得するか、法人単位IDで全職種を記載した求人票を作成してください。



複数施設を運営しており、それぞれの施設毎に求人票を作成したい。



「医療法人●●●● AA病院」、「社会福祉法人▲▲▲▲ BB保育園」など、施設単位のIDをご利用下さい。施設単位のIDを取得する場合は、「会社名」を上記例のように施設名まで含めた名称でご登録ください。
(※雇用主となる法人名は省略できません)
なお「AA保育園/BB保育所」のように、複数施設連名のIDは取得できません。複数施設を一括募集する場合は、法人IDをご利用下さい。



- ・IDを取得後に「法人ID⇄施設ID」や「別施設のID」へ社名変更は行えません。別途、それぞれのIDを新規で取得してください。
- ・それぞれのIDは独立していますので、同法人であってもID間をまたぐ求人票の複写は行えません。

2) 特定の職種については、各職種単位でIDを取得できます。



採用条件の異なる複数の職種を募集するため、職種毎に求人票を作成したい。



以下の職種は「職種単位のID」を取得して、求人票を別に作成することができます。職種単位のIDは「会社名」の最後に「職種名称」が表示されます。

ID職種名称（固定）	補足
リハビリ職	※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の個別取得は不可
看護職	※看護師、助産師、保健師の個別取得は不可
栄養士職	※管理栄養士、栄養士、調理士の個別取得は不可
心理職	※認定心理士、臨床心理士などの個別取得は不可
保育職	※「保育事業」のみの事業者の取得は不可
薬剤師	
臨床検査技師	
臨床工学技士	
視能訓練士	
診療放射線技師	
歯科衛生士	
救急救命士	
精神保健福祉士	
診療情報管理士	

職種単位のIDを取得する場合は、「会社名」欄で法人名あるいは施設名の後に、一覧の「ID職種名称」を入力して申請してください。

(例：医療法人●●●● リハビリ職)

(※職種名の入力が無い場合、通常のIDが発行されます)



- ・一覧に記載のない職種は、職種単位のIDを取得できません。法人IDあるいは施設IDをご利用いただき、各職種の条件をまとめて記載して下さい。
- ・職種単位のIDは、必ず該当の職種でご利用下さい。名称と異なる職種の求人票を送信した場合、閲覧されにくくなります。
- ・IDを取得後に、「職種ID⇔職種単位ではないID」や「別職種のID」へ社名変更は行えません。別途、それぞれのIDを新規で取得してください。
- ・それぞれのIDは独立していますので、同法人であってもID間をまたぐ求人票の複写は行えません。